

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分、法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分及び保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、各保護変更決定通知書により行った法25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分（以下「本件変更処分1」及び「本件変更処分2」という。）、法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件停止処分」という。）及び令和4年5月12日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」といい、本件変更処分1、本件変更処分2、本件停止処分と併せて「本件各処分」という。）のそれぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張する。

不当又は違法な保護変更決定、保護停止決定、及び保護廃止決定を取消し、正当な保護変更決定に基づく保護費支給額を決定し、保護費を復活させ賠償すること。

保護停止決定通知書の理由に記載の「所の指導指示に従わない」ためとあるが、請求人は、ケースワーカーに対し、7月1日の保護費支

給前に弁済供託行う旨、供託金は被供託者（ここでは処分庁）に所有権があり払戻請求できる旨、保護変更決定額は保護基準額どおりである旨、供託の際に必要な事項は届けてあるので収入申告は行わない。

処分庁は、弁済供託を認めずに、不適正な保護変更決定に気づき、給与明細や収入申告を要求している。保護変更決定通知書は個人情報であり、新設、廃止、差額計算の指導指示はできないはずである。

処分庁は法62条1項に基づく指示を主張しているが、法27条3項の被保護者の意に反し、生活の維持向上にそぐわない指導指示を強制しており、指示には従わない。

令和3年9月分から令和4年1月分までの給与明細書は各月の適応内で提出し、令和3年9月分から同年11月分までは民法494条弁済供託中であり、また、供託は収入申告書否定である。指示理由の稼働収入額は把握できず、適正な保護費算定ができないというのは処分庁の虚偽の主張である。弁済供託した場合の稼働収入の控除算定もなされていない。

弁明の出席において、処分庁は、給与明細の再提出を指示した理由に答えられずに退席を迫った。保護決定通知の審査請求に対する重要性の分からない処分庁に対し、意見はないので早々に退席した。法27条2項で被保護者の自由を尊重すべきである。

保護停止決定処分について、指示書については審査請求中であること、給与明細については既に提出済みであること、弁済供託は法27条1項の生活の維持を妨げていること、早期退席を理由に弁明を行わなかったことは事実を捻じ曲げている。返還金12,051円も妥当ではない。

処分庁の弁明書には給与明細書の不提出を主張しているが、弁済供託の対処について何ら弁明がない。指示書の理由と弁明書の理由が矛盾している。上記のとおり指示に従う理由はなく、現在審査請求中にもかかわらず、指示書、弁明の通知、弁明、保護停止決定処分、保護廃止決定処分を行った。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求にはいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 1月 27日	諮問
令和 5年 2月 27日	審議（第75回第2部会）
令和 5年 3月 24日	審議（第76回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。
- (2) 法25条2項によれば、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。
- (3)ア 法27条1項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる、とされている。

イ そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11・2・(1)によれば、保護受給中の者に

については、随時、必要な助言、指導を行うほか、その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき（第11・2・(1)・ス）は、必要に応じて法27条の規定に基づく指導指示を行うこととされている。

また、同・(4)によれば、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」とされている。

ウ さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11・問1の答によれば、被保護者が書面による法27条の指導指示に従わない場合に、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとし、保護の停止後においても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合、法62条の所定の手続を経た上で保護を廃止することとする。また、上記にかかわらず、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止することとされている。

(4) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(5) 法 6 2 条 1 項によれば、被保護者は、保護の実施機関が、法 2 7 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとされ、同条 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が同条 1 項の指導又は指示による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる、としている。

そして、同条 4 項は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない、とし、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない、としている。

また、生活保護法施行規則 1 9 条によれば、法 6 2 条 3 項に規定する保護の実施機関の権限は、法 2 7 条 1 項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない、とされている。その趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる法 2 7 条 1 項に基づく指導又は指示を書面によって行うべきものとする事により、保護の実施機関による指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解され、法 2 7 条 1 項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に法 6 2 条 3 項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となると解されている（最高裁判所平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日判決。裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。

(6) 収入認定について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

そして、第8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(7) 冬季加算について、保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによると、〇〇区を含む東京都の冬季加算地区区分はVI区にあたる。

そして、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類によると、〇〇区を含む東京都内（VI区）における冬季加算は、一人世帯においては、11月から翌年3月に限り月額2,630円を計上することとされている。

(8) 民法494条1項は、供託について、弁済者は、弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき（1号）及び、債権者が弁済を受領することができないとき（2号）には、債権者のために弁済の目的物を供託することができることとし、この場合、弁済者が供託をした時に、その債権は消滅するとしている。そして、

同条 2 項は、弁済者が債権者を確知することができないときも、弁済者に過失がないときは 1 項と同様とするとしている。

- (9) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

- (1) 本件変更処分 1 及び本件変更処分 2 について

ア 本件変更処分 1 について、処分庁は、令和 4 年 3 月 17 日、請求人から同年 3 月分の収入申告がなかったため、次官通知第 8・2 に基づき、直近に提出のあった令和 3 年 12 月分の収入申告を基に処分庁が 4 月支給分の給与について算定し、これを 4 月分の収入として認定する（1・(6)）こととし、同年 4 月 1 日を変更年月日として、給与収入から基礎控除及び必要経費を控除した 55,275 円を収入認定するとともに、住宅扶助費を 67,500 円に変更し（居住している簡易宿泊所の日割算出額 2,250 円×30 日）、これにより請求人の同月分の保護費を 89,105 円に変更する保護変更決定処分を行ったことが認められる。

イ 本件変更処分 2 について、処分庁は、冬季加算が 3 月までに限って引上げされる（1・(7)）ことから、令和 4 年 3 月 18 日、同年 4 月 1 日を変更年月日として、冬季加算 2,630 円の認定を削除する保護変更決定処分を行ったものである。

本件変更処分 1 及び本件変更処分 2 は、いずれも上記 1 の法令等の規定に則って行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということとはできない。

- (2) 本件停止処分について

ア 処分庁は、上記 1・(3)のとおり、局長通知第 11・2・(1)により、請求人に対し、①収入申告書及び給与明細等の提出を求める旨、②請求人の供託は要件を満たしておらず、事務所に直接生活保護費を返還するよう求める旨及び③通勤経路の報告を

求める旨の各指導を、局長通知第11・2・(4)により文書で行ったことが認められる。

しかしながら、請求人から処分庁に対し、指導①にある収入証明となる給与明細の写しの提出はなく、指導③にある通勤経路の報告もなかったことがそれぞれ認められる。そして、指導②にある供託についても、請求人が事務所に直接返還した事実は認められない。

そこで、処分庁は、法27条1項の規定に基づき、請求人に対して、令和3年9月分から令和4年1月分までの収入申告書及び給与明細等並びに令和3年10月以降の請求人の勤務地及びその通勤経路が分かる書類の提出を指示したものの（本件指示1）、請求人が本件指示1を履行しなかったことから、法62条4項の規定に基づき、弁明についての通知書を請求人に送付したことが認められる。

イ 以上の事実によれば、供託が認められないことを理由に収入認定に必要な書類等の提出を拒否し続ける請求人に対し、事務所の担当職員は繰り返し指導を行ったが履行されなかったものと認められることから、処分庁が請求人に対し、本件指示1を行ったことは妥当である。また、指示の内容も保護の目的を達成するために必要かつ相当なものであるといえる。

そして、請求人は本件指示1に従わず、本件弁明1については、処分庁職員を訴えるなどの不満を述べ、早々に退席していることが認められる。

そうすると、被保護者が法27条による文書による指導指示に従わない場合は、保護の変更、停止又は廃止をすることができることからすれば（上記1・(5)）、処分庁の行った本件停止処分は、上記1の法令等の規定に基づき保護の変更、停止又は廃止の判断が適正になされたものと認められ、また、本件停止処分に伴い発生する返還金の算定を含め、いずれの手續をみても、何ら違

法、不当な点を認めることはできない。

よって、本件停止処分は、違法又は不当なものとは認められない。

(3) 本件廃止処分について

ア 処分庁は、本件停止処分の後、法 27 条 1 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月分から令和 4 年 1 月分までの収入申告書及び給与明細等並びに令和 3 年 10 月以降の請求人の勤務地及びその通勤経路が分かる書類の提出を改めて指示する「指示書」を、請求人に対し送付したことが認められる（本件指示 2）。

しかしながら、請求人が本件指示 2 を履行しなかったことから、処分庁は、法 62 条 4 項の規定により、請求人に対して弁明通知を送付した。

請求人は、法 62 条 4 項に基づく弁明の場（本件弁明 2）において、給与明細書の再提出を指示されることに納得がいかない旨及び勤務地を秘匿するのは襲撃のおそれがある旨等を述べるにとどまったので、処分庁は以下の回答をしたことが認められる。

① 給与明細書は収入申告書に添付して提出するものであり、給与明細書以前に収入申告書はいずれも提出されていない。

② 給与明細書については、令和 3 年 9 月分と令和 4 年 1 月分の給与明細書が提出されておらず、令和 3 年 10 月分ないし同年 12 月分の給与明細書の再提出を求めるものではない。

以上のことから、処分庁は、令和 4 年 5 月 11 日にケース診断会議を開催し、法 27 条に基づく本件指示 2 を請求人が履行しないことが、法 62 条 3 項の規定に定める指示義務違反に該当するため、保護廃止が妥当と判断し、同月 12 日付けで本件廃止処分を決定し、その旨請求人に通知したことが認められる。

イ 以上の事実によれば、本件指示 2 の内容を請求人は守らなかったこと、請求人に付与された弁明の機会において、主張の内容に十分な理由がなかったこと、処分庁が停止処分をしてもなお収入申告を行わず、指示義務違反が続いたため、処分庁は本件廃止処

分を行ったものであり、上記1の法令等の規定に基づき適正になされたものと認められる。

したがって、処分庁が、請求人の指示義務違反を理由に、法62条3項の規定に基づき、請求人への保護を廃止したこと（本件廃止処分）について、違法又は不当な点があるとはいえない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、本件各処分について、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件各処分がいずれも法令等の規定に基づき、適正になされていると認められることは、上記2のとおりであり、本件各処分を取り消し、保護費の復活を求める請求人の主張は認められない。

また、請求人は、本件指示1及び本件指示2が被保護者の意に反し、生活の維持向上にそぐわないなどとして、指示には従わない旨主張しているが、上記1・(5)のとおり、被保護者は、保護の実施機関が法27条の規定により被保護者に対し必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないが、また、本件指示1及び本件指示2の内容が、不適切であったとは認められないから、請求人の当該主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来